

第14号議案

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

市立保育所の副所長の職務に係る業務に従事した職員に特殊事務手当を支給するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中

特殊事務手当	1 福祉部及びこども・健康部の所管に係る福祉六法に基づく保護現業の業務，老人の看護，世話等の業務，青少年愛護センターの所管に係る保護，指導，補導等の業務又は上宮川文化センターの所管に係る保護若しくは指導の業務に従事した職員	1日につき240円
	2 市税，国民健康保険料，住宅使用料，下水道使用料，下水道事業に係る受益者負担金，市民会館使用料，市立体育館・青少年センター使用料，朝日ヶ丘公園水泳プール使用料，市立学校授業料，各種貸付金等の徴収又は集金に関する外勤業務に従事した職員	1日につき240円

を

特殊事務手当	1 福祉部及びこども・健康部の所管に係る生活保護法（昭和25年法律第144号），身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号），知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号），老人福祉法（昭和38年法律第133号），児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく現業の業務又は青少年愛護センター及び上宮川文化センターの所管に係る保護若しくは指導の業務に従事した職員	1日につき240円
	2 市税，国民健康保険料等の税外徴収金（地方	1日につき240円

自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する分担金，使用料，手数料及び過料その他の市の歳入をいう。）又はその他の使用料若しくは貸付金等の徴収又は集金に関する外勤業務に従事した職員

に，

5 犬，ねこ等の動物の死体の受取業務に従事した職員	1回につき300円
---------------------------	-----------

を

5 犬，猫等の動物の死体の受取業務に従事した職員	1回につき300円
6 市立保育所の副所長の職務に係る業務に従事した職員	1月につき6,000円

に改める。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市立保育所の副所長の職務に係る業務に従事した職員に特殊事務手当を支給するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 市立保育所の副所長の職務に係る業務に従事した職員に対し、特殊事務手当として1月につき6,000円を支給する。(別表関係)

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成29年4月1日

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給される職員の範囲	支給額	種類	支給される職員の範囲	支給額
	(省略)			(省略)	
特殊事 務手当	1 福祉部及びこども・健康部の所管に係る <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u> ， <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）</u> ， <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）</u> ， <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）</u> ， <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u> 及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく <u>現業の業務又は青少年愛護センター及び上宮川文化センターの所管に係る保護若しくは指導の業務に従事した職員</u>	1日につき240円	特殊事 務手当	1 福祉部及びこども・健康部の所管に係る <u>福祉六法に基づく保護現業の業務</u> ， <u>老人の看護</u> ， <u>世話等の業務</u> ， <u>青少年愛護センターの所管に係る保護</u> ， <u>指導</u> ， <u>補導等の業務又は上宮川文化センターの所管に係る保護若しくは指導の業務に従事した職員</u>	1日につき240円
	2 市税，国民健康保険料等の税外徴収金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する分担金，使用料，手数料及び過料その他の市の歳入をいう。）又はその他の使用料若しくは貸付金等の徴収又は集金に関する外勤業務に従事した職員	1日につき240円		2 市税，国民健康保険料， <u>住宅使用料</u> ， <u>下水道使用料</u> ， <u>下水道事業に係る受益者負担金</u> ， <u>市民会館使用料</u> ， <u>市立体育館・青少年センター使用料</u> ， <u>朝日ヶ丘公園水泳プール使用料</u> ， <u>市立学校授業料</u> ， <u>各種貸付金等の徴収又は集金に関する外勤業務に従事した職員</u>	1日につき240円
	3 市税の賦課又は賦課に関連する調	1日につき120円		3 市税の賦課又は賦課に関連する調	1日につき120円

改正案		現 行	
	査若しくは評価事務のため、外勤業務に従事した職員		査若しくは評価事務のため、外勤業務に従事した職員
4	都市計画事業等に伴う建築物の移転補償、用地買収又は換地の折衝業務又は住民説明会に直接従事した職員	4	都市計画事業等に伴う建築物の移転補償、用地買収又は換地の折衝業務又は住民説明会に直接従事した職員
	1日につき470円（深夜は、705円）		1日につき470円（深夜は、705円）
5	犬、猫等の動物の死体の受取業務に従事した職員	5	犬、 <u>ねこ</u> 等の動物の死体の受取業務に従事した職員
	1回につき300円		1回につき300円
6	市立保育所の副所長の職務に係る業務に従事した職員		
	1月につき6,000円		
(省略)		(省略)	